

令和7年10月8日

事業主様
保険事務担当者様

ダイハツ系連合健康保険組合

「資格確認書」の送付について

平素は当健康保険組合の運営に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
ご多忙のところ恐れ入りますが、下記を確認いただきご対応のほどよろしくお願いいたします。

記

1. 送付理由

- ・令和7年12月1日付で健康保険証（ピンク色のカード保険証）が廃止になるため【回収不要】
- ・令和7年12月2日以降従来の健康保険証に代わるものとして「資格確認書」を発行

2. 対象者および基準

- (1) 対象者 : マイナ保険証を持っていない加入者全員
- (2) 対象者の基準 : ①令和7年10月16日時点（国の登録情報に基づく）
②マイナンバーカードに保険証登録をしていない／マイナンバーカードを持っていない／マイナ保険証有効期限切れ／健保へマイナナンバーを未提出
③「資格確認書」発行済の方は対象外

3. 内容

- (1) 資格確認書 : 紙製はがきサイズ
- (2) 有効期限 : 令和11年12月1日（現在随時加入者に発行しているものと同一年月日）
- (3) 発送単位 : 個人ごとに窓あき封筒（長形3号サイズ）1通 ※世帯ごとではありません
- (4) 発送方法 : セキュリティ便・事業所宛一括送付（部署ごとに仕分けまたは保険証番号順にて発送）

4. 到着予定日 : 令和7年11月14日（金）事業所様着にて発送予定

5. 注意とお願い

- (1) 必ず令和7年12月1日までに対象従業員の方にお渡し願います ※健康保険証が使えなくなるため
- (2) 対象者が限定されていることにご留意ください（全従業員の方に有るものではありません）
- (3) 本人・ご家族それぞれで発行・未発行の場合が想定されますのでご説明をお願いいたします
- ①「資格確認書」はマイナ保険証を持っていない方のみに発行するものです
個人の希望での発行はいたしません（マイナンバーカードの持ち歩きが嫌だからなど）
- ②マイナ保険証登録を失念している方も多数おられることが考えられます
国の登録情報に基づき処理を行っていますので、個人への再確認のご周知をお願いします
※確認サイト URL : <https://digital-gov.note.jp/n/nc062fa9cb623>（デジタル庁ホームページ）
- (4) 令和7年10月16日以降に加入の方は、通常業務にて必要に応じ「資格確認書」を発行します

以上

ご不明点などは健康保険組合適用係まで（TEL06-6371-1453・メール:mail@daihoken.jp）